

東久留米市競争入札参加資格停止基準

(目的)

第1条 この基準は、東久留米市における契約事務の適正な執行を確保するため、東久留米市契約事務規則（平成9年東久留米市規則第20号）第4条及び第32条の規定により東久留米市において競争入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）に対する競争入札参加資格停止（以下「資格停止」という。）の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格停止の手続き等)

第2条 市長は、有資格者が事件、事故その他の事情（以下「事件等」という。）により、別表に定める措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、東久留米市指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の協議を経て、別表に定める期間の範囲内で資格停止の措置を講ずるべき期間（以下「停止期間」という。）を定め、当該有資格者について資格停止の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、市長は、選定委員会の協議を経ることなく、当該有資格者に対する資格停止の措置を講ずることができる。この場合、当該措置を決定した日の直近に開催される選定委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定により資格停止の措置を講じたときは、停止期間が満了するまで当該有資格者を競争入札、見積競争又はプロポーザル等（以下「競争入札等」という。）に参加させてはならない。また、当該資格停止の措置に係る有資格者が現に競争入札等に参加しているときは、それを取り消すものとする。

4 資格停止の措置を受けた有資格者が、会社法（平成17年法律第86号）第2条第27号から第30号までに規定する企業再編を行ったときは、当該有資格者の地位を承継した者に対し、停止期間の残存期間の範囲内で資格停止の措置を講ずるものとする。

(資格停止期間の特例)

第3条 有資格者が一つの事件等により措置要件の2以上に該当するときは、その停止期間が最も長い措置要件を適用し、停止期間を定めるものとする。

2 有資格者が現に停止期間中であるとき又は停止期間満了後3年を経過するまでの間に再び措置要件に該当することとなったときは、停止期間を2倍の期間まで延長し、資格停止の措置を講ずるものとする。この場合において、有資格者が停止期間中に措置要件に該当したときは、期間満了の翌日を始期とする。

3 有資格者について極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、停止期間を2倍の期間まで延長し、資格停止の措置を講ずるものとする。

4 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、停止期間を2分の1まで短縮することができる。

5 有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号。以下「独占禁止法」という。)に違反することにより別表第2項の規定に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める停止期間を短縮することができる

6 停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、停止期間の変更を行うことができる。

7 停止期間中の有資格者が、措置要件に該当することとなった事実又は行為について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格者に係る資格停止の措置を解除するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する資格停止)

第4条 第2条第1項又は第2項の規定により資格停止の措置を講ずる場合において、当該元請負人の資格停止の措置について、責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、当該元請負人の停止期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、資格停止の措置を講ずるものとする。

2 第2条第1項又は第2項の規定により共同企業体について資格停止の措置を講ずるときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該資格停止の措置について責めを負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体の停止期間の範囲内で期間を定め、資格停止の措置を講ずるものとする。

(通知)

第5条 第2条第1項、第2項又は前条の規定により資格停止の措置を講じたときは、当該有資格者に対し、遅滞なく通知するものとする。第3条第2項から第6項までの規定により停止期間を変更したとき、又は同条第7項の規定により資格停止の措置を解除したときも同様とする。

(公表)

第6条 前条の規定により資格停止の通知を行ったときは、当該停止期間中において、当該有資格者の名称、停止期間及び理由等について、公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 停止期間中の有資格者は、随意契約の相手方となることができない。ただし、やむを得ない事由があり、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(下請負の禁止)

第8条 停止期間中の有資格者は、その期間中において東久留米市が発注する契約の下請負人となることができない。ただし、現に下請負人となっているとき又は当該契約の目的及び内容から当該有資格者を下請負人とする必要があると認められるときは、この限りでない。

(資格停止に至らない場合の措置)

第9条 資格停止の措置を講じない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用)

第10条 この基準に定めのない事項については、選定委員会において協議し、決定する。

付 則

- 1 この基準は、平成27年2月1日から施行する。
- 2 昭和55年4月1日施行の東久留米市指名競争入札参加者指名停止基準は同日廃止する。
- 3 この基準の施行日前に発生した事件等に対する指名停止等の措置については、なお従前の例による。

別表 (第2条・第3条関係)

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東久留米市職員に対する贈賄の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 役員又は支店若しくは営業所を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東久留米市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>独占禁止法に違反し、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 東久留米市発注の契約に関するもの</p> <p>イ 東久留米市発注以外の契約に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p>
<p>3 競売入札妨害又は談合</p> <p>有資格者である個人事業者又は法人の役員又はその従業員が、競売入札妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 東久留米市発注の契約に関するもの</p> <p>イ 東久留米市発注以外の契約に関するもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>2月以上12月以内</p>

<p>4 あっせん利得処罰法違反行為</p> <p>「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）」に違反（契約に関わるもの）し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 東久留米市発注の契約に関するもの イ 東久留米市発注以外の契約に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内 2月以上12月以内</p>
<p>5 建設業法違反行為</p> <p>「建設業法（昭和24年法律第100号）」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 東久留米市発注の契約に関するもの イ 東久留米市発注以外の契約に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上9月以内 2月以上6月以内</p>
<p>6 虚偽記載</p> <p>東久留米市が実施する競争入札等における提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>7 契約履行上の事故</p> <p>(1) 東久留米市発注の契約履行上の事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が傷害を受け、社会的及び経済的に損害が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に被害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。）に死者又は多数の負傷者を出した場合</p> <p>(2) 東久留米市発注以外の契約履行上の事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が傷害を受け、社会的及び経済的に損害が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に被害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。）に死者又は多数の負傷者を出した場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内 2月以上6月以内 1月以上6月以内 2月以上9月以内 1月以上5月以内 1月以上5月以内</p>
<p>8 契約履行成績不良等</p> <p>東久留米市発注の契約において、粗雑工事を行うなど契約の履行に際し著しく適正を欠く行為があったとき又は契約履行成績が不良であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内</p>

<p>9 従業員、下請負人又は協力事業者に対する管理責任 東久留米市発注の契約において、従業員、下請負人又は協力事業者に対する指導又は管理を適正に行わなかったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>10 契約履行上の監督又は検査への妨害等 東久留米市発注の契約において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わず、又は職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上24月以内</p>
<p>11 契約締結辞退 東久留米市が実施する競争入札等において契約の相手方として決定されたにもかかわらず、正当な理由なく契約を締結せず、契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>12 違法又は不誠実な行為 第1項から前項までに掲げるもののほか、違法行為を行うなど社会的信用を失墜させたとき又は競争入札等の実施若しくは契約の履行に際して不誠実な行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上24月以内</p>